

# 小規模事業所ごみ収集ステーション搬出登録制度

## 1. 条 件

地域のごみ収集ステーションに排出できる事業所は、下記①～⑤の基準を満たすことを条件とする。

- ① **ごみ質** 日常的に排出される一般廃棄物。  
※粗大ごみや医療廃棄物、産業廃棄物は出すことができません。
- ② **排出量** 通常1回当りの排出量は1種類2袋以下であること。
- ③ **分 別** ごみ排出の際は嬉野市のごみ分別に従い行うこと。ただし、処理困難物、臨時的に大量にごみが発生する場合には市が許可する業者に委託するなどして、適正に処理してください。
- ④ **ごみ袋** この制度専用の指定袋(名称：事業系ごみ(小)、価格：60円/枚【令和2年4月1日から】、容量：30ℓ、色：黄色)を使用し、住所・事業所名を記載し、口を固く結んで排出すること。
- ⑤ **排出時間** 原則、収集日当日に収集時間までに排出すること。

## 2. 承 認

ごみ収集ステーションへの排出に際しては、①～⑤の基準を満たしていることの確認をし、地元区長より事前に承認を得なければならない。(ただし、①～⑤の基準を満たしていても地域の諸事情により、必ずしも認められるものではないことをあらかじめ了承しておくこと。)また、ごみステーションの利用に際しては、必要に応じてステーションの美化活動等に協力すること。

## 3. 登 録

地元区長からの承認後、小規模事業所ごみ収集ステーション搬出登録申請書兼誓約書(様式第1号)を市に提出し、登録を受けなければならない。ただし、登録後であっても、①～⑤の条件のいずれかを満たさなくなった場合や地元区長の承認を得られなくなった場合は、登録を取り消すことができるものとし、その際は速やかに許可業者へ処理を委託し、適正処理に努めること。

【問合せ先】

嬉野市役所 環境水道課 環境・廃棄物G

電話 (42-3317)